

高山市規則第 8 号

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 2 7 日

高山市長 田 中 明

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例施行規則（平成１９年高山市規則第５１号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（趣旨） 第１条 この規則は、高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例（昭和５６年高山市条例第５９号。以下「条例」という。）<u>第１８条</u>の規定に基づき、高山市体育施設等（以下「体育施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条 この規則は、高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例（昭和５６年高山市条例第５９号。以下「条例」という。）<u>第１７条</u>の規定に基づき、高山市体育施設等（以下「体育施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

改 正 前

別表第 5（第 13 条関係）

高山市・高山市教育委員会が主催するスポーツ教室、競技会及び行事
高山市内の小学校、中学校及び義務教育学校が主催する行事
高山市内の保育園及び幼稚園が主催する行事
高山市体育協会が主催し、又は主管する競技会及び行事
高山市スポーツ少年団が主催し、又は主管する競技会及び行事
高山市内のまちづくり協議会が主催する競技会及び行事
高山市連合長寿会が主催する競技会及び行事
高山市社会福祉協議会等が主催する競技会及び行事
高山市消防団が主催する行事

別表第 6（第 13 条関係）

一般財団法人高山市体育協会の承認がある場合で、当該体育協会に加盟する競技団体が県民体育大会以上の規模の競技会に高山市を代表として出場するときの練習。ただし、該当する期間は、競技会開催以前のおおむね 1 箇月間とする。
市内各小学校、中学校又は義務教育学校を単位とする学校行事又はクラブ活動の練習
高山市ジュニアスポーツ認証制度により認証を受けたクラブ活動の練習

別表第 9（第 13 条関係）

高山市体育協会各加盟団体による競技会及び練習
高山市スポーツ少年団各单位団（種目単位含む。）による競技会及び練習
登録団体（市内高等学校含む。）による練習等
高山市内の町内会等地域団体による練習や行事

改 正 後

別表第 5（第 13 条関係）

高山市・高山市教育委員会が主催するスポーツ教室、競技会及び行事
高山市内の小学校、中学校及び義務教育学校が主催する行事
高山市内の保育園及び幼稚園が主催する行事
一般財団法人高山市スポーツ協会が主催し、又は主管する競技会及び行事
高山市スポーツ少年団が主催し、又は主管する競技会及び行事
高山市内のまちづくり協議会が主催する競技会及び行事
高山市連合長寿会が主催する競技会及び行事
高山市社会福祉協議会等が主催する競技会及び行事
高山市消防団が主催する行事

別表第 6（第 13 条関係）

一般財団法人高山市スポーツ協会の承認がある場合で、当該スポーツ協会に加盟する競技団体が県民体育大会以上の規模の競技会に高山市の代表として出場するときの練習。ただし、該当する期間は、競技会開催以前のおおむね 1 箇月間とする。
市内各小学校、中学校又は義務教育学校を単位とする学校行事又はクラブ活動の練習
高山市ジュニアスポーツ認証制度により認証を受けたクラブ活動の練習

別表第 9（第 13 条関係）

一般財団法人高山市スポーツ協会各加盟団体による競技会及び練習
高山市スポーツ少年団各单位団（種目単位含む。）による競技会及び練習
登録団体（市内高等学校含む。）による練習等
高山市内の町内会等地域団体による練習や行事

附 則

この規則は、公布の日から施行する。